

高梁市立学校園適正配置に関する報告書

令和5年12月

高梁市立学校園適正配置検討委員会

目次

はじめに	1
I 学校園を取り巻く本市の現状について		
(1) 人口の将来推計と出生数	2
(2) 児童生徒数の現状と将来推計	3
(3) 就学前教育保育施設の現状	6
II 学校園配置の考え方		
(1) 高梁市が目指す教育	7
(2) 適正配置検討の視点	8
(3) 就学前教育保育施設の考え方	11
III 今後想定される各学校の状況		
(1) 適正配置の考え方に基づく学校別状況	12
(2) 適正配置計画(案)	14
IV 「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について	15
おわりに	18
<資料>		
・高梁市立学校園適正配置検討委員会設置要綱	19
・高梁市立学校園適正配置検討委員会委員名簿	20
・学校園位置図	21
・小学校間の距離と通学手段	22

はじめに

全国的に少子化が進行する中、高梁市においても、児童生徒数の減少により、小中学校の小規模化が急速に進んでいます。平成29年5月には、一定水準の教育を確保するために必要な教育環境の整備や教育施策の充実に向け、高梁市立学校再編推進審議会が設置されて調査・検討が重ねられ、平成30年3月、「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」及び「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について答申が出されました。

その後、この答申の基本的な考え方（基準）を踏まえて、学校再編が検討されるとともに、小規模校であることが児童生徒の教育環境にとってデメリットとならないよう、デメリットを解消するための様々な教育施策が実施されてきました。そうした中で、ICTの積極的な活用やふるさと学習の充実、コミュニティ・スクールの全校導入や小規模特認校制度の活用、また高梁初の義務教育学校の設置など、この5年間で一定の成果を上げてきております。

一方で、出生数の減少には歯止めがかからず、さらに予想を超えて減少が加速化する現状では、小規模校であることのメリットよりもデメリットが目立つ場合も出てきており、このままでは、学校としての機能が十分に果たせなくなり、今の子どもたちに求められる教育や高梁市が目指す教育の実現が困難となる学校が、ここ数年で複数生じることが想定されます。

こうしたことから、令和5年8月29日、高梁市立学校園適正配置検討委員会が設置され、5年～10年先を見据えた上で、本市全体の小中学校の適正な配置について再検討することとなり、本検討委員会において、特に「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」について協議を重ねてきました。本委員会としては、高梁市で学ぶ一人一人の子どもが、夢や目標を持ち、未来を切り拓いていく力を身に付けるとともに、地域や社会の形成者として、その発展に積極的に貢献できる人材となるよう、より適切な教育環境を整備することが高梁市としての責務であると考えます。

この報告書では、小中学校の具体的な再編先やスケジュール等について、踏み込んだ提案をしております。学校は、保護者や地域の皆様にとって、その日常を左右する大きな存在であり、様々な思いがあることも踏まえた上で、高梁市の子どもたちにとって最適な教育は何かということをも最優先に議論し、本委員会としてこの報告書をまとめました。

学校の再編を議論することは、今後、子どもたちにとってさらに魅力的な特色ある学校を市内にどう創っていくかを考える機会でもあります。

高梁市並びに市教育委員会におかれましては、地域からの意見聴取も行いながら、この報告書の内容を踏まえ、よりよい高梁市の教育の実現に向けて、教育環境の整備等を具体的に進めていただきますよう、要望いたします。

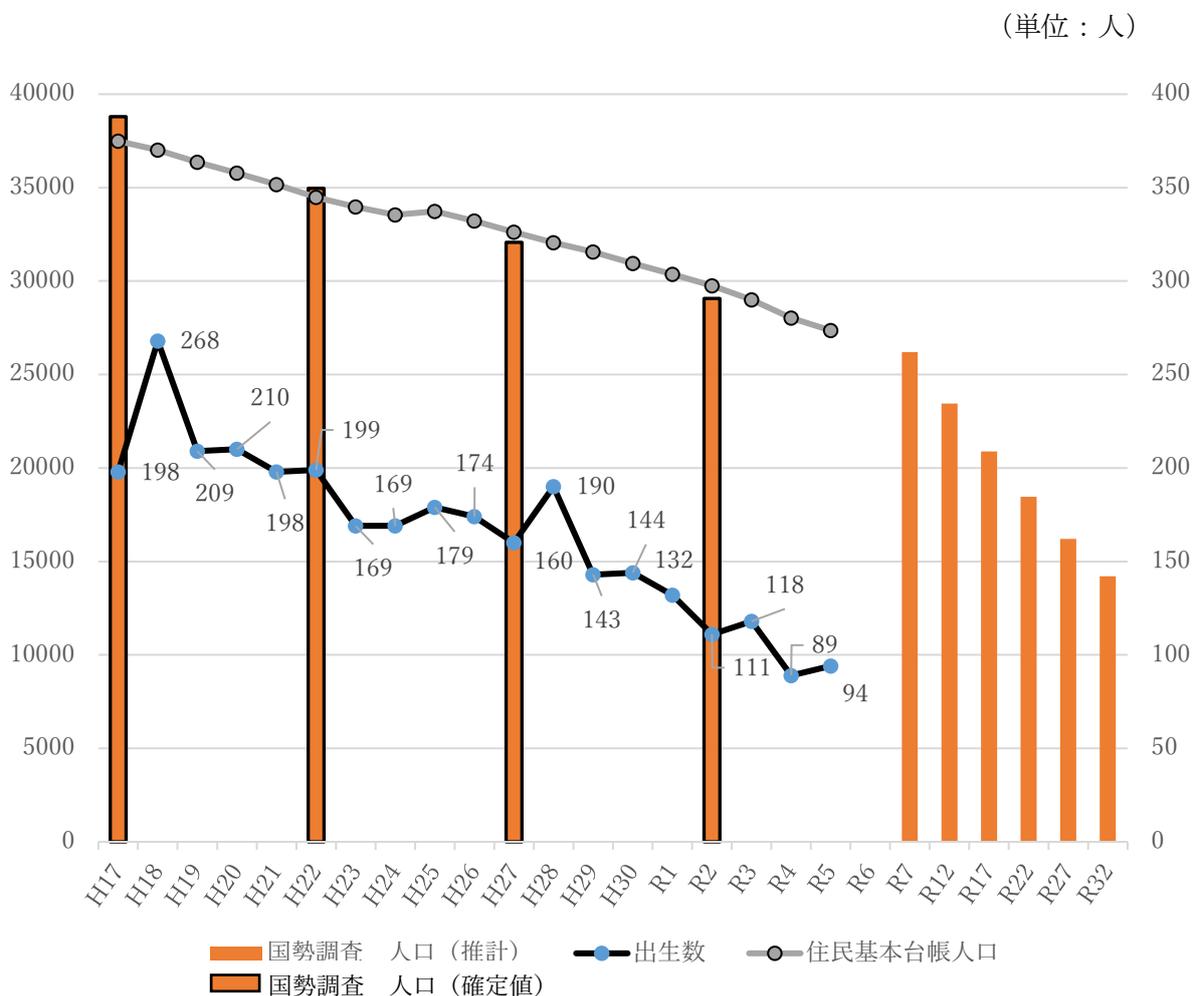
I 学校園を取り巻く本市の現状について

本検討委員会が小中学校の適正配置計画を検討する背景となる、本市の人口推計と出生数、児童生徒数の推移に伴う学校規模の推計は次のとおりである。

(1) 人口の将来推計と出生数

本市の人口を令和2年国勢調査をもとに推計すると、令和17年には約28%減少し、0～14歳までの年少人口に限れば、42%以上の人口が減少し、およそ1,500人となることが予測されている。

さらに、出生数も減少傾向が続いており、令和4年には100人を割り込む状況となっている。



※令和2年までは「国勢調査」による確定値。令和7年以降は、平成27年と令和2年の国勢調査結果を基にしたコーホート変化率法による推計。

※住民基本台帳人口は、各年の3月末人口。

※出生数は、各年(1～12月)の合計。

(2) 児童生徒数の現状と将来推計

【小学校】

平成16年度の1市4町の合併時には、小学校の全児童数は1,600人前後であった。

しかし、次の表の通り平成30年答申時には全児童数は1,156人で400人以上の減少となった。さらに5年後の令和5年度には1,017人であり、令和11年度には小学校は713人となる見込みである。これは合併時から半減しており、答申時から400人以上の減少である。また、令和5年度は市内小学校14校中8校（加配による複式解消は除く）で複式学級が存在し、うち2校では教頭が学級担任をしている状況である。すでに再編が決定している学校もあり、令和11年度推計では、12校中複式学級のある小学校は9校となり、うち1校が教頭未配置となる可能性がある。

小学校の入学者数と全校児童数の推移（H30～R11）

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
市全体	児童数	1156	1129	1102	1074	1029	1017	986	928	870	822	783	713
	入学者数	169	200	164	164	159	166	138	143	102	118	118	95
	学級数(通常)	74	72	70	70	65	66	64	57	57	57	53	51
高梁小	児童数	344	360	341	336	316	302	309	280	272	269	260	248
	入学者数	53	74	43	49	49	46	54	40	33	47	39	35
	学級数(通常)	12	12	12	12	12	12	12	12	11	11	11	10
津川小	児童数	63	53	55	50	46	40	33	32	30	31	27	24
	入学者数	10	7	8	4	6	4	3	7	5	6	2	1
	学級数(通常)	6	5	5	5	4	4	3	4	4	4	3	3
川面小	児童数	62	60	58	55	52	52	48	46	41	34	28	23
	入学者数	12	10	7	10	8	6	7	8	2	3	2	1
	学級数(通常)	5	5	5	4	4	5	4	4	4	3	3	3
巨瀬小	児童数	31	26	25	24	22	21	19	20	18	15	14	14
	入学者数	5	1	6	5	3	2	3	1	5	1	2	2
	学級数(通常)	3	3	3	4	3	3	3	3	3	3	3	3
中井小	児童数	25	26	28	28	26	20	16	15	13	9	8	9
	入学者数	4	3	4	5	1	1	1	3	2	1	0	2
	学級数(通常)	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
玉川小	児童数	28	24	22	20	14	16	13	12	11	10	13	11
	入学者数	6	2	4	2	0	3	2	1	3	1	3	1
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
宇治小	児童数	11	12	11	10	11	11	10	R7に成羽小と再編のため成羽小へ計上				
	入学者数	3	3	1	1	3	0	2					
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3					

		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
松原小	児童数	24	17	15	14	11	6	6	R7に高梁小と再編のため高梁小へ計上				
	入学者数	1	1	1	2	0	1	1					
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3					
落合小	児童数	188	189	189	178	184	193	189	183	170	165	165	153
	入学者数	29	35	32	28	34	38	27	27	18	23	33	25
	学級数(通常)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
福地小	児童数	13	13	14	13	14	15	12	12	12	10	7	6
	入学者数	1	1	3	2	4	2	1	2	2	0	0	1
	学級数(通常)	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2
有漢東小	児童数	36	37	35	36	94	89	81	77	66	53	52	42
	入学者数	6	8	4	7	11	13	6	11	5	7	10	3
	学級数(通常)	4	4	4	4	6	6	6	5	5	5	4	4
有漢西小	児童数	63	55	58	61	R4に有漢東小と再編							
	入学者数	8	6	12	11								
	学級数(通常)	6	6	5	5								
成羽小	児童数	144	149	150	150	151	161	162	161	147	138	128	120
	入学者数	16	32	25	24	29	29	20	26	12	17	22	21
	学級数(通常)	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
川上小	児童数	86	72	70	72	64	65	64	66	60	59	54	41
	入学者数	9	12	12	9	8	13	7	12	8	9	4	1
	学級数(通常)	6	6	6	6	6	5	5	5	5	6	6	5
富家小	児童数	38	36	31	27	24	26	25	27	31	29	27	21
	入学者数	6	5	2	5	3	8	3	5	7	3	1	2
	学級数(通常)	4	4	3	3	3	4	4	3	4	4	3	3

 *教頭が担任

 *教頭、養護教諭、事務職員の配置なし

- ※ H30～R5は、当該年度の5月1日現在での数値。R6以降は、R5年7月20日現在での推計。学級数については、国の標準法による標準学級数。
- ※ 通常学級が3学級で通常学級児童数が14人以下の場合は、教員定数により教頭も学級担任を務める。
- ※ 通常学級が2学級以下の場合は、教頭、養護教諭、事務職員の配置なし。
- ※ 学校名に下線が引いてある学校は、令和5年度の複式実施校。
- ※ (参考) 校長・教員数

通常学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	
配当数	小学校	2	3	4	6	7	8	9	11	12

注) その他、加配等により教員数が増える場合あり

【中学校】

中学校の全生徒数は、令和5年度は539人であるが、令和11年度は493人、令和17年度は331人となり、この先10年間で約200人の減少が見込まれる状況である。また、令和11年度までに、1学級9人以下の学年が出現する学校が3校となる。これは、平成30年答申の再編基準に該当する状況である。

中学校の入学数と全校生徒数の推移（R3～R17）

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
市全体	生徒数	562	545	539	532	533	524	528	490	493	462	447	383	363	338	331
	入学数	172	196	172	165	196	163	169	158	166	138	143	102	118	118	95
高梁中	生徒数	284	285	281	280	282	272	273	251	260	260	245	211	197	202	208
	入学数	85	103	91	84	107	81	85	85	90	85	70	56	71	75	62
高梁東中	生徒数	46	41	39	40	33	37	31	32	24	21	20	24	25	21	14
	入学数	13	14	10	15	8	14	9	9	6	6	8	10	7	4	3
高梁北中	生徒数	47	48	49	49	49	48	45	40	35	29	29	26	23	14	15
	入学数	19	18	13	19	17	12	16	12	7	10	12	4	7	3	5
有漢中	生徒数	51	40	45	45	47	45	51	47	44	30	30	22	23	22	20
	入学数	15	14	18	14	15	16	20	11	13	6	11	5	7	10	3
成羽中	生徒数	94	94	91	80	88	88	95	90	99	92	90	72	66	58	60
	入学数	34	30	28	23	37	28	30	32	37	23	30	19	17	22	21
川上中	生徒数	40	37	34	38	34	34	33	30	31	30	33	28	29	21	14
	入学数	6	17	12	10	12	12	9	9	13	8	12	8	9	4	1

 *1学級9人以下

 *複式学級あり

※ R3～R5は、当該年度の5月1日現在での数値。R6以降は、R5年7月20日現在での推計。

※ 他の学年の生徒と合わせ8人までのときは、これをもって1学級を編制する。（複式学級）

※ 通常学級が2学級以下の場合、養護教諭及び事務職員が未配置となる。

※ （参考）校長・教員数

通常学級数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
配当数	中学校	3	6	8	9	10	11	13	16

注) その他、加配等により教員数が増える場合あり

(3) 就学前教育保育施設の現状

平成30年答申時、市内の幼稚園は11園であったが、令和5年度現在は5園となっており、さらに今年度末に1園の廃園、令和6年4月から1園の休園、令和7年4月に1園の統合により2園となる予定である。

保育園は、平成30年答申時に2園であったが、令和7年4月に1園が統合することにより1園となる予定であり、もう1園もこのまま園児数が減少すると休園等の検討が必要となる状況である。

こども園は2園であったが、答申後に1園が開園し3園となり現在に至っている。

今後、令和7年4月に高梁幼稚園と高梁保育園を統合したこども園の開園を予定しており4園になる見込みである。

(単位:人)

園名	園の状況	園児数推移			
		R5	R6	R7	R8
高梁幼稚園	令和7年4月から高梁保育園と統合し、高梁こども園へ	30	32	高梁こども園へ	
高梁南幼稚園	令和4年度末で廃園				
津川幼稚園	令和6年4月から休園				
川面幼稚園		10	5	1~3	0~3
巨瀬幼稚園	令和5年4月から休園				
中井幼稚園	〃				
玉川幼稚園	令和3年4月から休園				
宇治幼稚園	〃				
松原幼稚園	平成30年4月から休園 令和6年度末で廃園				
落合幼稚園	令和5年度末で廃園 令和6年4月から私立おちあいこども園へ	29	おちあいこども園へ		
福地幼稚園		8	8	2~4	0~3
高梁保育園	令和7年4月から高梁幼稚園と統合し、高梁こども園へ	116	104	高梁こども園へ	
備中保育園		10	11	8	4
西山保育園	平成28年4月から休園				
有漢こども園	平成27年度開園	59	61	42	31
成羽こども園	平成31年度開園	91	93	71	59
川上こども園	平成27年度開園	44	41	28	20

※令和5年12月現在の状況

※未確定の出生数は含まない

*園児数3人以下

II 学校園配置の考え方

今後の適正配置について協議するに当たり、市教育委員会から検討委員会に提示された「高梁市が目指す教育」は次のとおりである。

(1) 高梁市が目指す教育

① 教育を取り巻く状況

人口減少と少子高齢社会の進行、Society5.0時代の到来やグローバル化の進展等、社会情勢は近年著しく変化している。このように今後の予測が難しい社会においては、様々な課題に対し、他者と協働しながら柔軟にかつたくましく対応する力を身に付けた人材の育成が重要となっている。

技術革新に伴って社会が劇的に変わる Society5.0 時代が到来し、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、社会のオンライン化、デジタル化が加速し、教育方法に変化をもたらしている。一方で、AIにはない人間ならではの感性や創造性といった強みを発揮しながら、新たな価値を創造できる人材を育成する教育の重要性が一層高まってきている。そのためには、言語や文化等が異なる人々や多様な価値観を持つ人々と相互理解を深め、コミュニケーションを図りながら、共に社会を築いていく力を身に付けることが必要である。

以上のような教育の実現には、多様な考えに触れ、互いに学び合うことができる教育環境の確保と継続が必須となる。

② 重点施策

- 「第3次高梁市教育振興基本計画」（令和3年3月策定）では、「高梁市教育大綱」に掲げる「大志を抱き未来を拓く人づくり」を基本目標とし、夢や目標の実現のために努力するとともに、様々な“つながり”を大切にしながら、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、その発展に積極的に参画・貢献できる人材の育成を目指す。
- 現行の新学習指導要領で求められる資質・能力の育成には、何を学ぶかだけではなく、どうやって学ぶかがポイントとなる。具体的には、学んだ知識や獲得した情報等を結び付けて主体的に考えたり、多様な意見や考えを持つ他者と協働したりしながら課題解決に挑戦する学習を、学校での教育活動の柱の一つに据えて取り組む。
- GIGAスクール構想のもと、急速に進んだ一人一台端末の環境を最大限に活用し、個別最適化された学習による基礎・基本の定着等を図るとともに、協働的に課題解決学習に取り組むために、ICTをよりよく効果的に活用できる力を育成する。
- こうしたことを踏まえ、令和4年度から高梁市の一貫教育全体構想図の中に、「ふるさと学習」に加えて「探究的学習」を位置付け、取組を推進する。
- 特別な支援を必要とする児童生徒一人一人の自立と社会参加に向け、必要な指導・支援の充実を図る。
- 生徒の多様な希望にできるだけ応えることができるよう、休日の部活動の段階的な地域移行に取り組みながら、人材や運営団体の確保等について研究を進め、スポーツ・文化活動の環境整備を進める。

高梁市の学校を取り巻く現状と高梁市が目指している教育の方向性・重点を踏まえると、平成30年3月の答申から5年余りしか経過していないが、答申で示された「教育環境を確保するための小中学校再編の基本的な考え方」について、再検討の必要性に迫られていると考える。

検討委員会では、今後の高梁市全体の小中学校の適正な配置について様々な視点から協議を行い、具体的な配置案を提案する。

(2) 適正配置検討の視点

高梁市立学校園の適正配置を提案するに当たり、学校・地域ごとの児童生徒数の推計(P.3~5参照)をもとに、高梁市が目指す教育を実現するため、次に挙げた学校規模や通学条件、学校施設の在り方や施設の維持運営等の視点から、子どもたちの教育環境の最適化を第一に考えるとともに、同一学校が再編を繰り返すことがないように、中・長期的な視点から適正配置について総合的に検討を行った。

① 学校規模

■ 国による学級数の基準

(学校教育法施行規則)

第41条 小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない。

※中学校にも(小学校の)規定を準用する。(第79条)

(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令)

第4条 略

(1) 学級数が、小学校及び中学校にあつてはおおむね12学級から18学級まで、義務教育学校にあつてはおおむね18学級から27学級までであること。

〈教育環境の視点〉

児童生徒がこれからの時代に求められる資質・能力を身に付けるには、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業実践が不可欠である。

小学校でこうした授業を行うには、各学年で2グループを構成できる少なくとも6名以上の人数が理想的ではあるものの、高梁市の現状を考えた場合、複式学級となることはやむを得ないが、2学年で最低限2グループを確保することが望ましい。

〈学校運営体制の視点〉

教職員の定数配置基準によると、教頭は3学級以上の配置であるが、児童数が14人以下となった場合には教頭が担任を兼務するとされているため、学校運営や教育活動等へのマイナスの影響が大きくなる。

また、入学者又は在学者の家族の動向により学校の存続そのものが左右される状況になることは、学校経営の不安定さと関係者への不安をもたらすこととなる。

本委員会としては、より望ましい教育環境と学校運営体制の視点から、再編対象とする学校規模を次のとおりとする。

【再編対象とする学校規模】

- ・小学校では、平成30年答申の再編基準に加え、全校児童数が14人以下になる場合は、最低限必要と考えられる学校規模を下回ってしまうため、再編の対象とする。
- ・中学校では、高校進学等により、多くの多様な人との関わりの中で、切磋琢磨したり協働的な学習や活動を行ったりすることが求められるため、各学年の生徒数9人以下が継続的な状態となる場合は、再編の対象とする。（平成30年答申で示された再編基準を継続していく。）



※参考 「平成30年答申の基本的な考え方（基準）」

- * 小学校：原則として、全校で2学級以下が継続的な状態となり、児童にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合。
- * 中学校：原則として、1学年の生徒数一桁が継続的な状態となり、生徒にとって十分な教育効果の保障が困難となる場合。

② 通学条件

■国による通学距離の条件

（義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令）

第4条 略

- (2) 通学距離が、小学校にあってはおおむね4km以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6km以内であること。

（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き）

通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられる。

高梁市では、児童生徒の通学負担を軽減するため、再編先の学校までの距離や通学時間を考慮することとするが、これまでの答申を踏まえ、スクールバスの利用等を含め、通学時間はおおむね1時間圏内であること、また通学が困難な危険箇所がないことを通学条件の基本とすることが望ましいと考える。

再編により新たに交通手段の確保が必要となる場合は、従来のおおむね、「スクールバス」、「生活福祉バス」及び「路線バス」等を活用し、児童生徒が円滑かつ安全に通学できるようにする。

公共交通機関やスクールバスの利用ができない場合は、スクールバスの新ルート設置等により、通学手段を確保する必要がある。

③ 学校施設

学校施設については、施設の老朽化や劣化が進む中、求められる改修が適時に行えていない現状があることから、校舎等（本館、体育館、プール）の計画的な改修を行い、効率的に施設の安全を維持できるようにすることが重要である。

④ 再編に当たって配慮すべき事項

○小規模特認校

高梁市には、現在2校（福地小学校、玉川小学校）の小規模特認校がある。小規模特認校では、自然環境に恵まれた小規模校で心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培い、明るく伸び伸びとした特色ある教育活動を行っている。

小規模特認校については、少人数での学習を希望する児童の受け皿とするため、今回の検討委員会による再編基準（14人以下を再編対象）の対象とはしないこととする。

ただし、2年連続で小規模特認校制度を利用して就学する児童がいない場合は、再編の対象とする。（例えば、令和6・7年度実績がない場合は、2年間の再編準備期間を設け、令和9年度末で再編とする。）また、小規模特認校制度を利用しての就学児童があった場合でも、旧基準に該当する場合は再編対象とする。

さらに、望ましい教育環境確保の観点からは、小規模特認校を現在の2校以上設置する必要性は認められないと考えるので、今後新たに小規模特認校の指定は行わない。

○義務教育学校

令和7年度開校する有漢地域の義務教育学校（有漢学園）は、今回の適正配置の考え方の対象とはしない。ただし、中長期的な学校の在り方については、協議・検討が必要であると考ええる。

○準備委員会

平成30年答申においては、再編の対象となる年度の少なくとも3年前から再編に係る準備委員会（教育委員会、学校、PTAやまちづくり、コミュニティ協議会等で組織）を設置することとしていたが、3年の間には急速に状況が変化することも十分に考えられることから、少なくとも**2年前に設置することに変更する**。ただし、地元（PTAやまちづくり、コミュニティ協議会等の団体）からの要望または**市教育委員会が必要と認めた場合は、準備委員会を設置することができる**こととする。

○就学学校変更

就学学校変更については、「高梁市小学校及び中学校の通学区域に関する規則」で定められているが、同一学区であっても通学距離・時間に大きな負担が生じる場合や兄弟姉妹で就学する学校が異なる場合など、今回の再編に伴う就学学校変更については、個別の事情に配慮し、柔軟に対応することが望ましい。

(3) 就学前教育保育施設の考え方

就学前教育は、「高梁市就学前教育保育ビジョン」に基づき、保育園、こども園、幼稚園のそれぞれのよさを大切にしながら、公立私立を問わず市内のどの施設においても統一した教育保育課程を実施している。

現在、保育園、こども園に廃園又は休園の基準は設けられていないところであるが、児童に等しく教育保育を実施するためには、園規模や維持運営の観点から、保育園、こども園においても、現在幼稚園を対象として定められた上記基準に準じることが望ましいと考える。

【保育園及びこども園の廃園又は休園の基準】

3歳以上の園児数が3人以下となったときは、幼稚園同様に廃園又は休園とする。ただし、3年以内に3歳以上が4人以上となる見込みのある場合は、廃園又は休園しないことができる。



※参考 「現行の廃園又は休園の基準」

○高梁市幼稚園設置及び学級編制に関する基準（抜粋）

（設置基準等）

第2条 園児数20人以上をもって設置の基準とし、3人以下となったときは、廃園又は休園とする。ただし、3年以内に4人以上となる見込みのある場合は、廃園又は休園しないことができる。

○へき地保育所の休園又は廃園の基準（抜粋）

2 園児数が3名以下になるときは、休園とする。

3 前項の規定にかかわらず、3年以内に5名以上となる見込みのある場合は、休園しないことができる。

4 第2項の状態が継続すると予想される場合は、廃園できるものとする。

Ⅲ 今後想定される各学校の状況

(1) 適正配置の考え方に基づく学校別状況

【中学校】

再編対象の学校規模：1学年の生徒数一桁が継続的な状態となる場合

学校名	再編時期見込	再編先	学校間の距離	想定される通学手段 ^(※1)	
高梁	—	—	—	—	
(福地)	(R10の入学生から順次)	成羽	3.4km (福地小～成羽中)	—	
高梁東	(津川)	R9.4	高梁	4.9km (津川小～高梁中)	路線バス
	(巨瀬)		有漢学園	4.9km (巨瀬小～有漢学園)	スクールバス
有漢	R7.4	有漢学園	—	路線バス (上有漢地区)	
高梁北	(中井)	R8の入学生から順次	有漢学園	10.8km (中井小～有漢学園)	スクールバス
	(川面)	R10.4	高梁	9.1km (高梁北中～高梁中)	路線バス JR
	(宇治)	R7の入学生から順次	成羽	9.7km (宇治小～成羽中)	スクールバス (既存)
成羽	—	—	—	—	
川上	R9.4	成羽	7.8km (川上中～成羽中)	路線バス	

【小学校】

○再編対象の学校規模

- ・全校児童が14人以下になる場合（新基準）
- ・全校で2学級以下が継続的な状態となる場合（旧基準）

○小規模特認校

- ・再編とする新基準を適応しないが、2年連続で小規模特認校制度を利用して就学する児童がない場合、旧基準に該当した場合は再編対象

学校名	再編時期見込	再編先	学校間の距離	想定される通学手段 ^(※1)
高梁	—	—	—	—
松原	R 7. 4	高梁	7.6 k m	路線バス
玉川	小規模特認校 (R 10. 4)	高梁	5.8 k m	J R
川面	R 13. 4 ^(※2)	高梁	8.9 k m	路線バス J R
津川	R 14. 4 ^(※2)	高梁	4.9 k m	路線バス J R
落合	—	—	—	—
有漢東	R 7. 4	有漢学園	2.1 k m	路線バス
中井	R 8. 4	有漢学園	10.8 k m	スクールバス
巨瀬	R 10. 4	有漢学園	4.9 k m	スクールバス
成羽	—	—	—	—
宇治	R 7. 4	成羽	9.7 k m	スクールバス (既存)
福地	小規模特認校 (R 10. 4)	成羽	4.0 k m	スクールバス
富家	R 14. 4 ^(※2)	成羽	9.1 k m	スクールバス (既存)
川上	R 15. 4 ^(※2)	成羽	9.2 k m	路線バス

※1：再編により通学距離が遠距離になった児童・生徒の通学手段の想定
(小学校 2km、中学校 4km)

※2：R 11以降R 11と同数が入学したと仮定した場合で想定

(2) 適正配置計画(案)

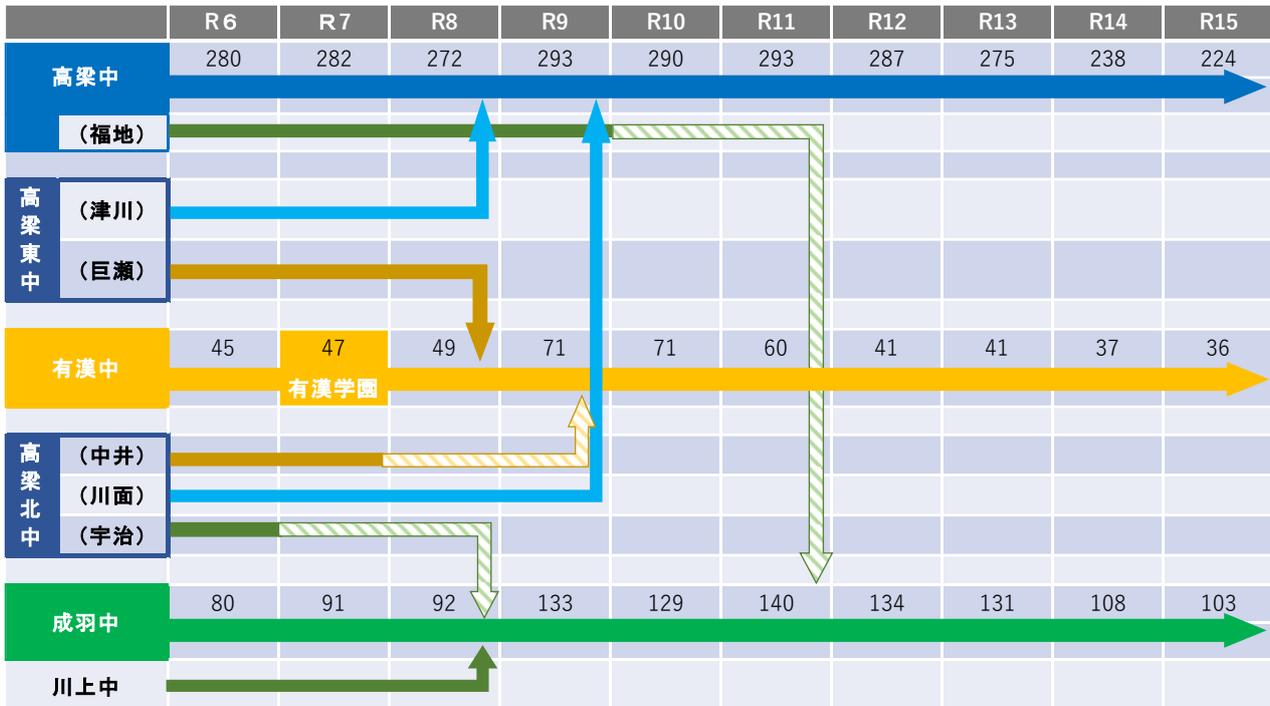
検討委員会としては、10年先を見据えると旧1市2郡に小・中学校が最低1校は配置されていることが望ましいと考える。学校規模・通学距離等を勘案すると、中学校は高梁中学校・成羽中学校、有漢学園の3校体制が望ましい。これを踏まえると、小学校については、再編を繰り返さないことを考慮して、高梁小学校、成羽小学校、落合小学校、有漢学園の4校体制が望ましい。

【中学校】

※1学年9人以下となった場合

※斜線：小学校が再編となる時期以降

(単位：人)



【小学校】

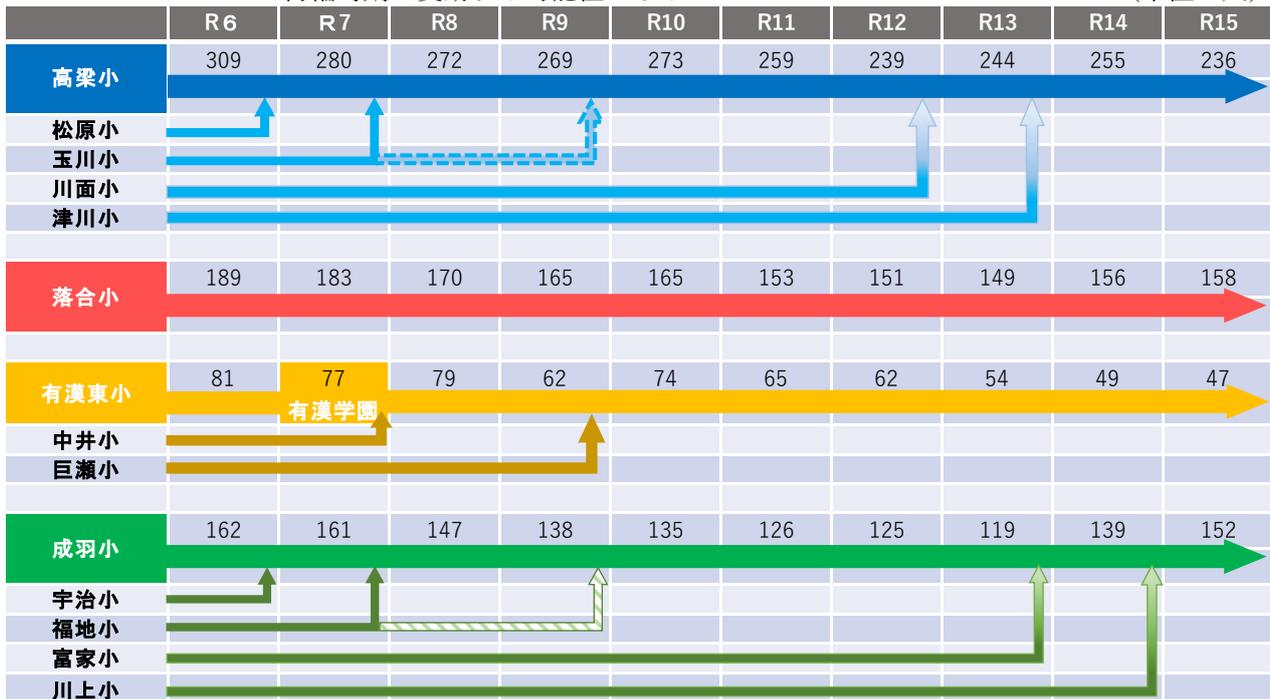
※全校児童14人以下となった場合

※斜線：小規模特認校が2学級以下となった場合

※点線：小規模特認校で2年連続制度利用児童がない場合

※R11年以降は、R11年と同数が入学したと仮定し推計しているため、再編時期は変動する可能性がある

(単位：人)



IV 「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について

平成30年答申で示された「教育目標を達成するための教育施策のあり方」について、答申に基づき、具体的な取組が推進されてきた。

今後も、これまでの実績を踏まえ、社会状況や教育環境の変化に対応しながら、高梁市の目指す教育がより充実・発展するよう、以下のような取組を進めていただきたい。

1 既存の教育を充実させる取組を推進すること

① GIGAスクール構想^{※1}によりICT教育の充実

- ・児童生徒一人一人の興味・関心や学習の進度に合わせた最適な学びを推進すること
- ・遠隔学習を一層推進し、他校や専門家等を活用した多様な学びの機会の充実を図ること

② 小中連携強化

- ・「中1ギャップ」^{※2}の解消や小学生の中学校進学に対する不安の払しょくを図るため、教員の交流により、進学する児童の理解や指導法の共通理解など、連携を強化すること
- ・小中の連携を一層強化し、各中学校区において義務教育9年間を見通した一貫教育の推進を図ること

③ 探究的学習・ふるさと学習

- ・「自ら考え、判断し、行動しながら未来を切り開いていく力」身につけるため、探究的学習の推進を図ること
- ・学習したことを活用して地域や社会を理解したり、日常生活や地域の課題解決を図ったりするなど、社会とのつながりを意識した学習を設定すること
- ・郷土の偉人や地域の産業等を学び、郷土への愛着を育み、地域で活躍する人材育成に結びつく学習を推進すること

④ 伝統芸能、郷土芸能

- ・地域の伝統文化を学び親しむことにより、伝統文化を大切にし、伝統芸能、郷土芸能を伝え残していく人材を育成すること

2 地域との連携強化を図ること

① コミュニティ・スクール^{※3}（学校運営協議会）の充実

- ・学校運営協議会を核として、学校と地域との協働により地域ぐるみで子どもたちを育てる取組の充実を図ること
- ・再編に伴い、通学区域が拡大することや一部の地域から学校がなくなることにより、学校と地域の関係に変化が生じることから、学区が広がることを生かす取組や放課後の子どもの居場所等について学校運営協議会等で協議・検討していくこと

② 地域学校協働活動の充実（地域学校協働本部）

- ・地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体で子どもたちの成長を支え、地域を創生する教育を実現し地域の活性化をより進めていくこと
- ・再編により学校がなくなる地域については、再編先の学校や他の地域との間で子どもを核に新たな関係の構築を進めること
- ・放課後を含め地域での子どもの交流・体験活動の継続など、学校や子どもを核にした地域社会づくりの新たな展開を議論すること

3 特色ある学校制度の活用・充実を図ること

① 小規模特認校制度

- ・少人数での学習を希望する児童を受け入れ、特色ある教育活動を行うこと

② 義務教育学校

- ・義務教育学校の強みを生かして、特色ある教育活動の充実を図ること

③ 教育課程特例校制度^{※4}

- ・学習指導要領によらない教育課程を編成し教育を実施するこの制度を活用し、学校または地域の特徴を生かした教育課程を編成し、教育の充実を図ること。

4 特別支援教育の充実を図ること

- 近年、増加傾向にある特別支援を必要とする児童生徒に対応したきめ細やかな教育を引き続き推進すること

5 部活動のあり方を研究すること

- 部活動の地域移行や合同部活動など部活動のあるべき姿を研究し、実現に向け推進すること

（例；地域指導者の確保、合同部活動編成、文化部の設置、社会教育との連携、総合学習の取組等）

【用語解説】

※1 GIGA スクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子供を含め、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現する取り組み。

※2 中1ギャップ

小学校から中学校に進学する際、不登校やいじめなどが急増する現象。中学校での学習内容の難易度が増すこと等にもよるが、学校生活の変化や心身の発達、新たな人間関係を築くことへの不安など幾多の原因が作用しあって起こると考えられている。

※3 コミュニティ・スクール

保護者や地域住民などから構成される「学校運営協議会」を設置し、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするなどの取組を行う。これらを通じて保護者や地域住民の意見を学校運営に反映させることができ、自分たちの力で学校をより良いものにしていこうとする当事者意識が高まり、継続的・持続的に「地域とともにある、特色ある学校づくり」を進めることができる。

※4 教育課程特例校制度

文部科学大臣が、学校教育法施行規則に基づき学校を指定し、学習指導要領によらない教育課程を編成して実施することを認める制度。「生活科」「総合的な学習の時間」の一部を組み替え、「英語科」を実施したり「郷土学」を実施したりするなどの例がある。

おわりに

学校や園は、子どもたちに知識や技術を身に付けるだけでなく、子どもたちが集団で、遊びや学習そして生活をする中で、たくましさ、やさしさを学んだり、喧嘩をしたり、励ましあったりなど、様々な体験を通して、豊かな人間関係を築き、社会の一員としての基礎を培っていくところです。

現状の急激な出生数の低下の中で、高梁市の目指す教育を実施するためには、学校園の適正配置は避けては通れない課題であり、本委員会でもその状況を認識し、「高梁市の子どもたちにとって最適な教育は何か」ということを最優先に協議してまいりました。

市教育委員会におかれましては、この報告書を踏まえ、市民の合意形成が得られるよう意見聴取を実施したうえで適正配置計画を策定し、高梁市の子どもたちにとって新しい時代の学びにふさわしい教育環境を整え、魅力ある教育を展開していただくことを願います。

また同時に、市におかれては、教育とも連携しながら移住政策、定住政策の一層の推進に引き続き努力いただくとともに、今後想定される学校再編後の校舎等の利活用についても適切な対応を要望いたします。

高梁市立学校園適正配置検討委員会設置要綱

令和5年7月26日
高梁市教育委員会告示第13号

(設置)

第1条 高梁市立小学校、中学校、幼稚園、保育園及びこども園（以下「学校園」という。）の教育又は教育保育の充実に向け、学校園の適正配置について必要な事項を協議するため、高梁市立学校園適正配置検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を協議し、その結果を高梁市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 学校園の適正な配置に関すること。
- (2) 高梁市立学校園適正配置計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会の委員の定数は17人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 各小学校区の保護者又は地域の代表者

2 委員の任期は、委嘱の日から、令和6年3月31日までとする。

(役員)

第4条 検討委員会に会長及び副会長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、会長が招集し、会議の議長は、会長がこれに当たる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見聴取)

第6条 検討委員会は、必要に応じて関係者に対して意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(謝礼等)

第8条 委員に対し支給する報償費及び費用弁償の額は、高梁市特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年高梁市条例第35号）を準用する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、会長が検討委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(特例措置)

2 この告示の施行日以後最初に開催する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

(有効期限)

3 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(高梁市立学校再編推進審議会設置要綱の廃止)

4 高梁市立学校再編推進審議会設置要綱（平成29年教育委員会告示第5号）は、廃止する。

附 則（令和5年8月29日教育委員会告示第15号）

この告示は、公布の日から施行する。

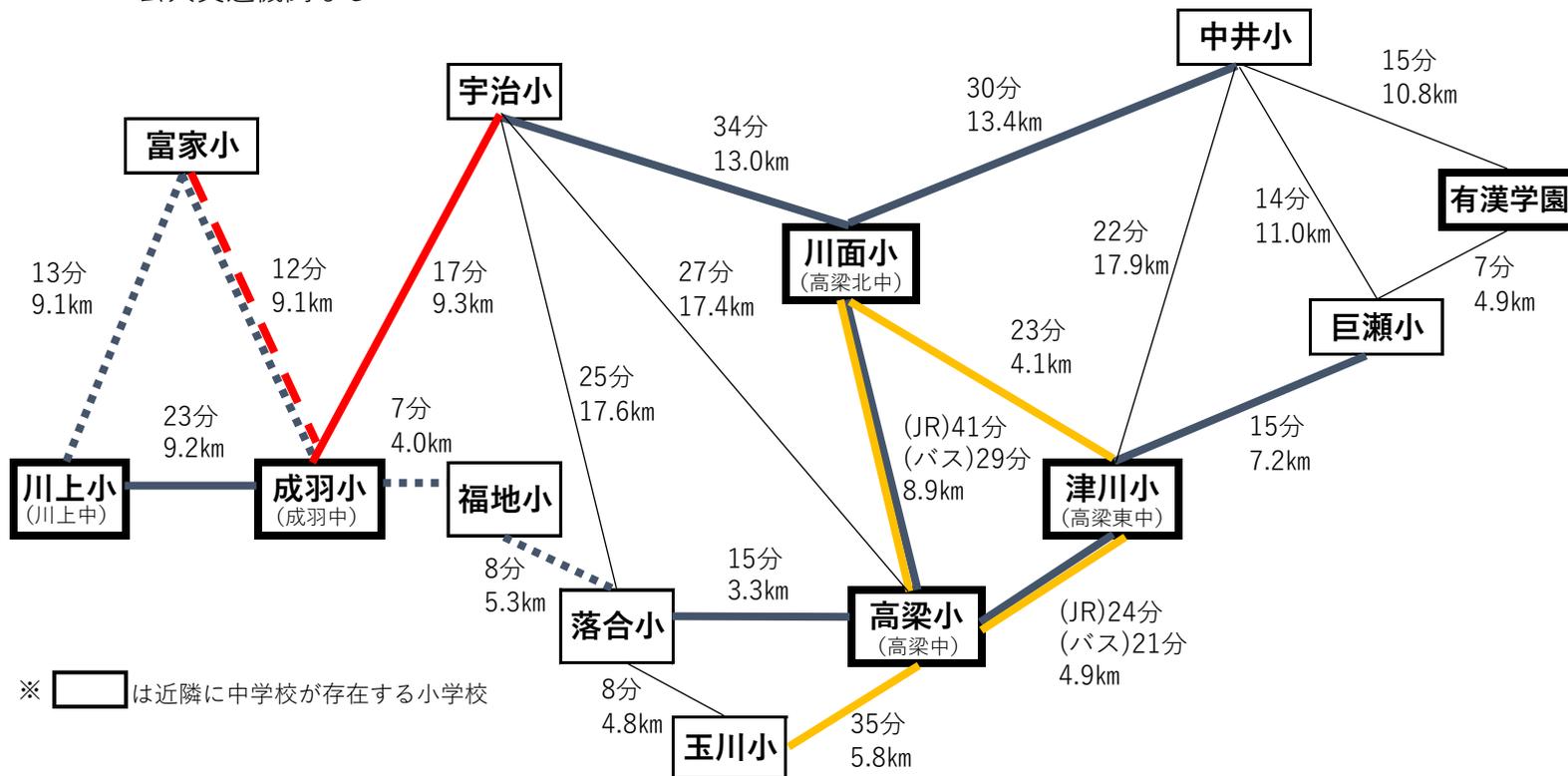
高梁市立学校園適正配置検討委員会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考	備考
学識経験者	山部 正	元順正短期大学学長	会長
学識経験者	平山 竜美	元小学校長	
学識経験者	熊谷 愼之輔	岡山大学 大学院教育学研究科教授	
市議会議員	伊藤 泰樹	総務文教委員会委員長	副会長
保護者の代表者	大倭 治朗	落合小学校区	
保護者の代表者	赤木 要	福地小学校区	
保護者の代表者	瀬島 典子	巨瀬小学校区	
保護者の代表者	上山 英貴	中井小学校区	
保護者の代表者	牧野 直人	宇治小学校区	
保護者の代表者	藤原 完治	富家小学校区	
保護者の代表者	妹尾 一十三	川上小学校区	
地域の代表者	福島 利久	高梁・松原小学校区	
地域の代表者	森宗 正雄	玉川小学校区	
地域の代表者	小野 元子	津川小学校区	
地域の代表者	藤井 正直	川面小学校区	
地域の代表者	湯浅 末子	有漢東小学校区	
地域の代表者	松田 健治	成羽小学校区	

小学校間の距離と通学手段

- 路線バス(利用可能) ———
- 〃 (利用困難) - - - -
- J R ———
- スクールバス(利用可能) ———
- スクールバス(中学校便有) - - - -
- 公共交通機関なし ———

※ 所要時間は、各手段での場合による。
公共交通機関がない、もしくは利用困難な場合、自動車での時間



※ □ は近隣に中学校が存在する小学校